

選考委員の謝礼及び費用に関する規程(謝金規程)

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人佐々木泰樹育英会（以下「本財団」という。）定款第35条に基づき、選考委員の謝礼及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 謝礼とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益の一切をいう。費用とは明確に区分されるものとする。

(2) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、宿泊費、手数料等の経費をいう。謝礼とは明確に区分されるものとする。

(謝礼の支給)

第3条 本財団は、選考委員の職務執行の対価として謝礼を支給する。

2 本財団は、理事又は評議員に対し奨学金給付等対象者の選考を委嘱した場合、その職務執行の対価として謝礼を支給することができる。

3 この法人は、選考委員に対し、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

4 この法人は、選考委員に対し、その地位にあることに対して報酬等を支給しない。

(謝礼の額)

第4条 選考委員に対し、その職務執行の対価として、選考分科会への出席1回につき3万円（税抜）とし、報酬は毎月月末締めとして、出席回数により合計して計算し、源泉徴収後1回当たり3万円を翌月銀行振込により支払う。ただし、選考分科会への出席に伴い生じた交通費は別途支給しない。

2 理事又は評議員に対し奨学金給付等対象者の選考を委嘱した場合の職務執行の対価として、選考分科会への出席1回につき、3万円（税抜）とし、報酬は毎月月末締めとして、出席回数により合計して計算し、源泉徴収後1回当たり3万円を翌月銀行振込により支払う。ただし、選考分科会への出席に伴い生じた交通費は別途支給しない。

3 選考委員(本条第2項で委嘱したものを含む)に対し費用を支払う場合、事前に理事会の承認を受けなければならない。事前承認を受けていない場合には、直近の理事会において報告の上、事後承認を得なければならない。

4 本条第1項及び第2項に定める報酬額がこの法人と同種の法人における選考委員に対する報酬額の相場から著しく乖離している等の特段の事情が存する場合には、選考委員

(本条第2項で委嘱したものを含む)に対する報酬額を評議員会の決議により変更することができる。

- 5 選考委員は、選考分科会に自ら出席して意見を述べなければならない、代理人の出席は認められない。

(任期)

第5条 選考委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(改正)

第6条 本規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(実施細則)

第7条 本規程の実施に必要な細則は、理事会が別に定める。

附則

- 1 本規程は、2020年6月1日から施行する。